お知らせ掲示板

★上士幌町役場　☎01564-2-2111（代表）
※お問い合わせ先に記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

募集

かみしほろ結飯（ゆい）の会 会員募集

食を通じたボランティア活動を行っている「かみしほろ結飯の会」では、共に活動していただける会員を募集しています。

食に関することに興味をお持ちの方、ぜひ一緒に活動してみませんか？

◆募集対象　食に関することに興味がある方で、年齢や男女を問わず事業に参加可能な方

◆事業内容　健診時のボランティア、メンズキッチン支援、社会福祉協議会の出前サロンのお手伝い、農業技術研究センターでの研修会　など

◆会費　年500円

※お申し込みやお問い合わせは、結飯の会・太田（☎2-4529）まで

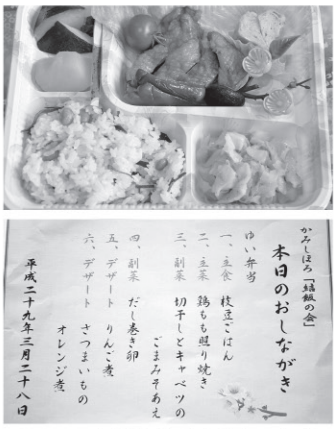

サロンで提供した特製「ゆい弁当」

国家公務員採用試験

【インターネット申込期間】

◎総合職試験（院卒者・大卒程度）
3月30日(金)～4月9日(月)

◎一般職試験（大卒程度）
4月6日(金)～18日(水)

◎一般職試験（高卒者・社会人）
6月18日(月)～27日(水)

◆申込専用アドレス
http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

※お問い合わせは、人事院北海道事務局第二課試験係（☎011-241-1248）まで

財務専門官採用試験

財務省北海道財務局では、財政・金融のプロフェッショナルとして活躍する財務専門官を募集しています。

◆受験資格

①昭和63年4月2日から平成9年4月1日生まれの者

②平成9年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者

◆大学を卒業、または平成31年3月までに卒業見込みの者

◆短大・高専を卒業、または平成31年3月までに卒業見込みの者

◆受付期間　3月30日(金)～4月11日(水)

◆申込方法　インターネットにより申し込みください。
http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

◆第1次試験日　6月10日(日)

※お問い合わせは、財務省北海道財務局人事課人事係（☎011-709-2311 内線4252）まで

労働基準監督官採用試験

◆インターネット受付期間
3月30日(金)～4月11日(水)
http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

◆受験資格

①昭和63年4月2日から平成9年4月1日生まれの者

②平成9年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者

◆大学を卒業、または平成31年3月までに卒業見込みの者

◆人事院が右記と同等の資格があると認める者

◆第1次試験日　6月10日(日)

◆第2次試験日　7月11日(水)・12日(木)・13日(金)で指定された日

◆受験申込書提出先（郵送または持参の場合）
北海道労働局総務部総務課
〒060-8566　札幌市北区北8条西2丁目1番1　札幌第一合同庁舎9階

※お問い合わせは、北海道労働局（☎011-709-2311 内線3511）または最寄りの各労働基準監督署まで

後期高齢者医療制度 運営協議会委員

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆さまの代表として、制度の運営に関する重要事項を審議していただく運営協議会委員を募集しています。

◆応募資格　道内在住の満20歳以上の方（ただし、議員や公務員等を除く）

◆募集人数　5名

◆任期　平成30年7月から2年間（開催は年3回を予定しています）

◆応募方法　北海道後期高齢者医療広域連合および役場にある応募要領を参照してください

◆応募締切　4月27日(金)

◆選考　選考委員会を設置し、提出された小論文等により総合的に委員を選考します

◆報酬など　1日につき5000円の報酬と旅費を支給します

※お問い合わせは、北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）まで

町の臨時職員を募集します

◆雇用期間　平成30年５月１日～
　　平成31年３月24日
◆面接試験　応募者に後日通知します。
◆提出書類　履歴書（総務課に用意してありますので、所定の用紙を使用してください。）
◆応募締切　４月９日（月）17時15分まで
◆提出先　総務課 職員担当

※応募やお問い合わせは、総務課職員担当（☎2-2111）まで

一般事務補助職員

◆公募職種　一般事務補助職員
◆公募人数　若干名
◆応募資格　簡単なパソコン操作のできる方
◆待　　遇　月給137,400円以上で学歴・経験により決定。社会保険・雇用保険加入。

臨時保育士等

◆公募職種　臨時保育士等
◆公募人数　若干名
◆応募資格　次のいずれかの資格を有する方
　◆保育士資格　◆幼稚園教諭免許
◆待　　遇　月給155,600円以上で学歴・経験により決定。社会保険・雇用保険加入。

農林畜産物などの地域資源を活用した新商品などの開発を支援！

農林商工等連携・ビジネス創出促進事業

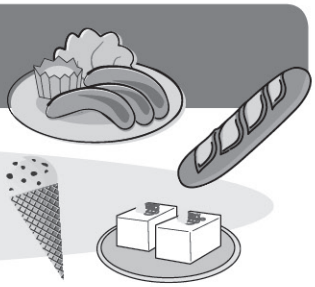

◆事業概要

事業名		内　容	対象経費	対象者	補助金額
ソフト事業	プラン創出事業	新しい商品などを作るため、専門家の話を聞いたり、試作品を作りたい	専門家謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、原材料費等	町内（事業完了までに転入見込含む）の個人・法人・団体等（複数で構成するグループの必要なし）	補助対象経費の8/10以内 限度額 30万円
	事業化推進事業	試作した商品などを販売して、消費者の反応を研究したり、販売先の開拓をしたい	上記のほか、外注加工費、試験依頼費、市場調査費、委託費等		補助対象経費の8/10以内 限度額100万円
	ブランド化推進事業	既にある商品などをもっと売れるための調査をし、販売先の拡大や商品に磨きをかけたい			
ハード事業	商品開発推進事業	実際に商品開発を行う際に必要となる、器具・機械を購入したい	新商品開発、既存商品の付加価値を高めるための器具・機械購入経費		補助対象経費の1/2以内 限度額100万円
新分野進出事業	調査研究事業	新たな分野で事業展開したい	専門家謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、原材料費等	中小企業者、農林業者、ＮＰＯ法人など、既に事業活動を行っている者 団体の場合は、構成員の過半数が町内に住所有り	補助対象経費の8/10以内 限度額 30万円

◆**公募期間**　１次募集　**４月２日（月）～８月31日（金）**　／　２次募集　**９月３日（月）～12月28日（金）**
◆**提出書類**　農林商工等連携・ビジネス創出促進事業計画承認申請書、事業計画書、その他必要な関係書類。
様式は、商工観光課窓口または町ホームページ（http://www.kamishihoro.jp/）で入手できます。

※お問い合わせは、商工観光課商工担当（☎2-4291）まで

たくさんの仲間と一緒に　「ひと月に一度の楽しみ」始めてみませんか？

シルバー学級生 大募集！

◆対象　町内に居住する60歳以上の方
◆開設期間　５月～翌年３月（月１回例会開催）
◆開催場所　生涯学習センターわっかなど
◆内容　レクリエーション・軽スポーツ・講話・視察研修など

▲平成29年度修学旅行～【美瑛町】

※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・社会教育担当（☎2-3024）まで

地場産業の振興　商店街の活性化　雇用の促進

新たな創業を支援します！ 上士幌町創業促進支援事業

地場産業の振興や商店街の活性化、雇用の促進のため、上士幌町において新たに事業活動を行う方や新規分野での事業を行う方、現に事業を行っている商業者等を支援します。

◆事業概要

事業名	内　容	対象経費	補助金額
新規創業支援事業	新築、増改築（住宅部分除く）、賃貸物件を改修し、新規事業を行うもの	・新築（建設費）、増改築、改修費 ・備品購入費（１件５万円以上） ・改修設計委託費 ・賃貸家賃 ※土地・建物の取得費は除く	1/2以内 限度額 300万円 【家賃】月額家賃 70％以内 限度額 ５万円/月 （最長１年間）
空き店舗・空き家活用事業	空き店舗または空き家（住宅部分除く）を取得または賃貸物件を改修し、新規事業を行うもの	・増改築、改修費 ・備品購入費（１件５万円以上） ・改修設計委託費 ・賃貸家賃 ※土地・建物の取得費は除く	1/2以内 限度額 300万円 【家賃】月額家賃 70％以内 限度額 ５万円/月 （最長１年間）
店舗改修支援事業	老朽化した店舗等の改修 ※事業を承継する場合のみ ※商工会への加入が必要	・増改築、改修費 ・備品購入費（１件５万円以上） ・改修設計委託費	1/2以内 限度額 200万円

※１事業者あたり、各事業１回限りで、補助の下限は50万円となります

対象事業の考え方

○ 対　象 ➡ ①店舗を構え、直接消費者へ商品やサービスを提供する事業
②加工機械や処理施設を有する工場を構え、他者に有償で商品を提供する事業

× 対象外 ➡ ①管理事務所や商品の保管のみを用途とする施設　②無店舗販売業（通信販売等）　③仮設（テント）販売

◆対象者

町長が認めた事業計画を行う中小企業者（個人事業者を含む）およびＮＰＯ法人等で、次に該当する者
① 上士幌町に居住（本社がある）、または事業開始までに居住（本社移転）する者
② ３年間以上の事業継続が見込まれる者（１年間183日以上の営業を行っている者）
③ 直近２年間の町税等を滞納していない者、または転入者は転出した市町村の市町村税等を滞納していない者

◆提出書類　創業促進支援事業計画承認申請書、創業計画書、その他必要な関係書類。
様式は、商工会窓口または町ホームページ（http://www.kamishihoro.jp/）で入手できます。

※お問い合わせは、上士幌町商工会（☎2-2339）まで

住宅用太陽光発電システム設置助成

募集期間　4月2日(月)～平成31年1月31日(木)　必着

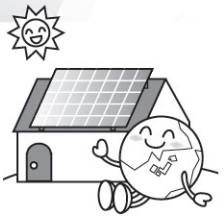

◆補助金額　太陽電池モジュールの公称最大出力１ｋＷあたり５万円（上限20万円）
◆募集件数　８件　※申請状況により、募集件数を変更することがあります。
◆対 象 者　① 自己が居住する町内の住宅（新築、既存住宅）に対象システムを新設する方
② 対象システムの設置された建売住宅を購入する方
（中古住宅の場合は、対象システムを新設する場合に限ります。）
◆申請方法　設置業者と工事の契約をしてから、工事着工前に補助金交付要綱をご確認いただき、交付申請書に記入の上、必要な書類を添えて持参提出してください。申請、工事着工が４月２日以降であれば、設置工事の契約はそれ以前でも申請が可能です。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当（☎2-4290）まで

犬の飼い主のみなさんへ

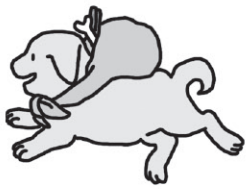

野犬掃とうを実施します

上士幌町畜犬取締及び野犬掃とう条例の規定により、野犬掃とうを実施します。

◆実施期間　４月１日～９月30日
◆実施方法　捕獲・薬殺・檻
◆区域　町内一円

放し飼いの犬は、すべて野犬とみなされ処分されます。
野犬を捕獲したときは役場で告示し、３日間保護いたします。飼い犬が不明になりましたら、すぐにご連絡ください。

狂犬病予防注射を実施します

▼ 狂犬病予防注射日程表

実施月日	実施時間	実施場所
4/9(月)	10:00～10:40	10区 三角公園北側
	11:00～11:40	７区 旧生きがいセンター駐車場
	13:10～13:40	３の２区 児童遊園地
	14:00～14:30	11区 旧フードセンター西支店様前
4/10(火)	10:00～10:15	豊岡 見晴台公園
	10:30～11:00	上音更コミュニティーセンター前
	11:15～11:30	勢多地域自治会館前
	13:10～13:40	１区 旧パチンコTOHO様南側
	13:50～14:10	青少年会館前
	14:20～14:40	商工会様北側駐車場
4/11(水)	9:20～9:50	北居辺コミュニティーセンター前
	10:10～10:30	旧東居辺小学校前
	10:50～11:30	旧北門小学校東側
	13:20～13:40	旧磐城婦人ホーム前
	14:00～14:30	萩ヶ岡小学校前
4/12(木)	10:00～10:20	糠平消防会館前
	10:45～11:00	旧清水谷駅前
	11:20～11:40	萩ヶ岡消防会館前
4/13(金)	9:30～11:40	商工会様北側駐車場
戸別訪問日程		4/24(火)～26(木)　13:30～16:30

今年も４月に、集団接種および戸別訪問にて狂犬病予防注射を実施しますので、必ず受けるようにしてください。

なお、戸別訪問での予防注射を希望される方は、役場町民課生活環境担当までご連絡ください。

◆料金（１頭につき）

予防注射（集団接種）	3,110円
予防注射（戸別訪問）	4,070円
新規登録（１頭当り）	3,000円

※予防注射・新規登録料金は、つり銭のないようお願いします。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当（☎2-4294）まで

中国語寺子屋「你好（にーはお）」受講生募集

『上士幌中国文化倶楽部』

すべての生物が輝き始める春4月、小さな、小さな上士幌で始まる中国語寺子屋「你好」。

さぁ、私たちと一緒にゼロから中国語を学びませんか？頭のトレーニングにもなります。

毎回、終了後には高級中国茶（お茶菓子付き）も楽しめますよ。

◆日時　初回は5月12日㈯です
5月12日・19日・26日《発音練習3回》
6月2日・9日・16日《初歩会話3回》
7月7日・14日・21日《旅行会話3回》
9月1日・8日、10月6日・13日・20日
《応用会話5回》
8月《餃子作り～水餃子教室1回》
※全て土曜日開催　10時30分～12時

◆会場　ふれあいプラザ等

◆内容　10回シリーズで、5月は発音練習、6月は初歩会話、7月は旅行会話、8月はみなさんで水餃子づくりを行います。その後、9・10月に応用中国語を学び、10月に中国研修旅行も予定しています。

◆募集人数　10名程度　※興味のある方はどなたでも参加できます

◆会費　毎回500円　毎回、高級中国茶（お茶菓子付き）を提供。これだけでもお得です。

◆講師
【中国語担当】山田 孝男…元日系企業中国駐在員、元大阪府立学校教諭
【中国茶・餃子担当】山田 綾子…元日系企業中国駐在員
※お申し込みやお問い合わせは、山田孝男（☎090-8125-7423）まで

催し

食品加工研修会

食品加工に興味はあるけれど、技術センターの利用方法がわからない、一人では利用しづらい…そういった方を対象に、食品加工の研修会を開催します。

今年度は味噌づくりをはじめ、いろいろな食品加工の研修会を6回予定しています。ぜひお気軽にご参加ください。

■第1回　手作り！味噌研修会

◆日時　4月21日㈯　9時～12時

◆会場　農業技術研究センター

◆対象　大人の一般町民の方で、これまでにセンターで味噌加工をしたことのない方（託児スペースはございません）

◆定員　15名程度

◆料金　1人2500円

◆持ち物　味噌樽や容器（10kg程度）、エプロン、バンダナ、手袋

◆申込み　4月13日㈮までにお電話またはご来館の上、お申し込みください

◇今後は、アイス、スモークチキン、ベーコン、豆腐、ローストチキンの加工研修会を予定しています。

※お申し込みやお問い合わせは、農業技術研究センター（☎2-4839）まで

手話奉仕員・要約筆記者養成講座

【手話奉仕員養成講座】

手話初心者がろう者と簡単な会話ができるようになるための入門・基礎講座です。

◆日時
◆昼の部　4月27日～平成31年3月22日の毎週金曜日　10時～12時
◆夜の部　5月10日～平成31年3月14日の毎週木曜日　19時～21時
※各40回

◆場所　帯広市役所　10階会議室

◆定員　昼・夜の部とも各30人

◆申込期間　4月2日㈪～13日㈮

【要約筆記者養成講座】

聞こえの不自由な方に、会話や講演会などの内容を文字に変えて伝える要約筆記の方法などの講座です。

◆日時　4月24日～7月31日の毎週火曜日　10時～15時　※全13回
※5月1日および5月22日は休み

◆場所　帯広市グリーンプラザ（帯広市公園東町3丁目9番地1）

◆定員　20人

◆申込期間　4月2日㈪～19日㈭

※いずれの講座も、お申し込みやお問い合わせは、帯広市役所障害福祉課（☎0155-65-4147）まで

福祉・医療・介護

心身障がい者の巡回相談

道立心身障害者総合相談所による平成30年度の巡回相談が、次のとおり開催されます。

◆実施日　第1回　5月22日㈫・23日㈬
第2回　8月28日㈫・29日㈬
第3回　11月13日㈫・14日㈬
第4回　1月22日㈫・23日㈬

◆場所　帯広市グリーンプラザ（帯広市公園東町3丁目9番地1　☎0155-27-2325）

◆相談内容
①身体障がい者に関する相談・判定（補装具交付の要否、処方および適合判定）
②知的障がい者に関する相談・判定（療育手帳の判定、職業等に関する相談ならびに医学的、心理学的、職能的および社会学的判定）

◆対象者　18歳以上

◆申込み　相談は予約制です。利用を希望される方は、お申し込みください。
※お申し込みやお問い合わせは、保健福祉課福祉担当（☎2-4296）まで

映画「クーキー《日本語字幕》」上士幌上映会

子どものころ誰もが経験したことのある、お気に入りのおもちゃとの別れ。そんなせつない思い出を描いた、可愛いくて、ちょっと奇妙な、そして心温まる大人のためのエンターテインメント！

日時 4月28日(土) 13:10開場／13:30上映（95分）
会場 生涯学習センターわっか 視聴覚ホール
料金 大人1,000円／中高生500円／小学生以下無料

※お問い合わせは、おびひろ自主上映の会・鈴木（☎0155-66-5015）まで

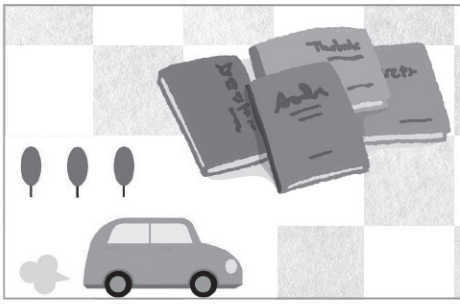

同時開催！

書店のないまちに本屋さんを
移動本屋さん 鈴木書店

日時 4月28日(土) 15:15～17:15
会場 生涯学習センターわっか 2階 会議室6

みなさんの「まちづくり」の活動 応援します♪

まちづくり活動支援事業

◆補助対象者
住民5人以上の団体またはグループなど
➲除雪機等整備支援事業は行政区とします。

◆補助対象外となる事業
①営利を目的とする事業
②事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
③政治的活動および宗教的活動を目的とする事業
④国または地方公共団体等から補助を受ける事業

◆補助対象事業および事業内容、補助率、補助対象経費など

事業名	事業内容	補助率	補助対象経費
公共施設等整備活動支援事業	公共施設等の整備活動（公園遊具・ベンチなどの整備）	10/10以内 限度額20万円	消耗品費、原材料費、その他町長が特に必要と認めた経費（人件費および食糧費を除く）
まちづくり調査・研究活動支援事業	まちづくりの手法や住民意識の醸成などに関する調査・研究（公園の調査・研究、提案書の作成など）	2/3以内 限度額15万円	報償費、旅費（講師等招へい交通費）、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料、その他町長が特に必要と認めた経費（人件費および食糧費を除く）
除雪機等整備支援事業	行政区で用いる除雪機等の整備	10/10以内 限度額100万円	備品購入費（除雪機等）

- 同一団体などが事業を行う場合、各事業は各年度内に1回のみ補助対象となります。
- 平成31年3月31日までに事業が完了するものとします。

◆事業概要や申請書様式は町ホームページ（http://www.kamishihoro.jp/）にも掲載しております。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当（☎2-4290）まで

巡回児童相談

帯広児童相談所による平成30年度の巡回児童相談が次のとおり開催されます。

◆**実施日**　第1回　6月18日(月)
　　第2回　9月10日(月)

◆**場所**　ふれあいプラザ

◆**相談内容**　お子さんの発達・障がい・性格行動・育児などについて、帯広児童相談所の専門職員がご相談をお受けします。また、必要に応じてお子さんの心理判定等の検査を行います。

◆**対象者**　お子さんと保護者

◆**申込み**　利用を希望される方は、実施日の1か月前までにお申し込みください。

※お申し込みやお問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで

平成30年度 協会けんぽ健診

協会けんぽ北海道支部では、年度内に1回、加入者の皆さまの健診費用の一部を補助しています。

35歳から74歳の被保険者(ご本人)さまへは、がん検診を含めた充実した健診項目の「生活習慣病予防健診」を、40歳から74歳の被扶養者(ご家族)さまへは、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」と二つの健診をご用意しております。

※お問い合わせは、全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部(☎011-726-0352)まで

児童扶養手当・特別児童扶養手当の額が変わります

児童扶養手当・特別児童扶養手当は、毎年の消費者物価指数に応じて金額が変わります。平成30年4月分から手当の額が次のとおり変更されます。

児童扶養手当額(月額)

区　分		平成30年3月分まで	**平成30年4月分から**
第1子額	全部支給	42,290円	**42,500円**
	一部支給	42,280円～9,980円	**42,490円～10,030円**
第2子加算額	全部支給	9,990円	**10,040円**
	一部支給	9,980円～5,000円	**10,030円～5,020円**
第3子以降加算額	全部支給	5,990円	**6,020円**
	一部支給	5,980円～3,000円	**6,010円～3,010円**

特別児童扶養手当額(月額)　※児童1人につき

等　級	平成30年3月分まで	**平成30年4月分から**
1級	51,450円	**51,700円**
2級	34,270円	**34,430円**

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで

お知らせ・啓発

小学生・中学生の修学旅行費を助成

平成30年度より、町内小学6年生および中学3年生の修学旅行費の一部を助成します。

◆**対象および助成額**(子ども一人あたり)
◆小学6年生　1万1千円
◆中学3年生　3万3千円
修学旅行に参加する小学6年生および中学3年生の全員に助成します。

◆**助成方法**
申請等の手続きは必要ありません。保護者の方は、助成額を差し引いた自己負担分を旅行業者に支払い、助成額分は教育委員会から旅行業者に直接支払われます。

◆**就学援助を受けられている方**
中学生の方は、修学旅行が4月に実施されるため、助成分を除いた自己負担分を一旦立て替えてご負担いただき、就学援助認定後に立て替え分を支給いたします。なお、立て替えをせずに事前支給することも可能ですので、希望される場合は教育委員会にお申し出ください。

※小学生の修学旅行費は立て替え不要です。

※お問い合わせは、教育委員会子ども課総務・学校教育担当(☎2-3014)まで

農業後継者奨学資金

◎農業後継者を目指す方を応援します！

本町で農業後継者を目指す方が高等学校以上の学校に就学する場合には、奨学資金の貸付を受けることができます。また、条件を満たした場合には返還の減免制度があります。

◆**資格**　本町に住所を有する者またはその子弟で高等学校以上の学校に就学し、学校を卒業した後、町内で農業に従事しようとする者

◆**支給金額**
◆高等学校…月額1万円
◆大学、短期大学およびこれに準ずる学校…月額1万5千円

◆**奨学資金返還の減免**
上士幌町において農業に従事した期間が3年に達した場合等。

◆**新規希望者のお問い合わせ期限**
4月13日(金)　今年度新規に受給を希望される方は、必ずこの日までにお問い合わせください

※お問い合わせは、農林課農産担当(☎2-4292)まで

♥後期高齢者医療制度

～保険料軽減特例などの見直し～

均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

平成29年度

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円＋（27万円×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円＋（49万円×世帯の被保険者数）	2割軽減

平成30年度から

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円＋（**27万5千円**×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円＋（**50万円**×世帯の被保険者数）	2割軽減

所得割の軽減割合が見直しされました

保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

平成29年度

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

平成30年度から

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	**軽減なし**

被用者保険の被扶養者であった方の軽減割合が見直しされました

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者であった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

平成29年度

区　分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

平成30年度から

区　分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	**5割軽減**

所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

平成29年度	→	平成30年度
57万円		62万円

※お問い合わせは、保健福祉課国保医療担当（☎2-4295）まで

住宅の建設・購入・リフォームに助成します

※お問い合わせは、建設課建築担当（☎2-4297）まで

町内の業者で、住宅を新築・リフォームしたら

定住住宅建設等促進奨励事業

➢ 奨励金交付対象者

1．町内に住所を有する施工業者が施工する新築、リフォームまたは法改修を行う方
2．現在町内にお住まいの方、または新築・リフォーム完了後の住宅に転居する方
3．町税を完納している方

➢ 補助内容など

◆**実施期間**　平成33年３月31日まで

バルーンスタンプ協同組合が発行する「商品券」により次の額を補助します

【新築】
- 賃貸住宅は対象外
- 申込者ご自身が居住するための住宅かつ新築後自ら所有することになる住宅
- 建築費用が500万円以上の住宅であること。

▶▶ 延床面積が49.5㎡**以上**の住宅…50万円分
延床面積が49.5㎡**未満**の住宅…20万円分

【リフォーム】
- 申込者ご自身が居住する住宅で、自ら所有または申込者の１親等以内の方が所有する住宅
- 修繕、増減築、内外装の改修、設備機器の補修および取替え工事
- 税込みの工事費が50万円以上の工事（他制度の補助対象費用を除く）
- 年度内（４月～翌年３月）に完了する工事

▶▶ 工事費の10％以内に相当する額
…上限20万円（千円未満切り捨て）

【法改修】
- 申込者ご自身が居住する住宅で、自ら所有する住宅または所有者の方の承諾を得た住宅
- 介護保険法もしくは障害者総合支援法に規定する住宅改修
- 手すりの設置、段差解消など法と同様の要件で改修を行う工事

▶▶ 法で規定する支給限度基準額（20万円）を超える経費に対して10万円を限度とする額（千円未満切り捨て）

➢ 申請方法

新築の場合は契約前に、リフォーム・法改修の場合は工事着工前に利用申込書を提出してください。
申請様式は、町ホームページ（http://www.kamishihoro.jp/）からダウンロードできます。

中学生以下の子どもがいる世帯で、住宅を新築・中古購入したら

子育て支援・少子化対策住宅建設助成金等交付事業

◆実施期間
　平成32年３月31日まで

◆助成要件
①住宅部分面積80㎡以上（新築、中古購入）で、店舗併用住宅も可とします
②新築購入の建売については、建設後３年以内のものであること
③中古住宅は、２親等以内の親族からの売買でないこと
④中古住宅は、昭和57年以降の建設であること
⑤移転補償費の交付を受けていないこと
⑥建築基準法等に適合すること
⑦「上士幌町定住住宅建設等促進奨励事業」の交付を受けないこと
⑧町税等の滞納がないこと
⑨暴力団員でないこと
⑩３年以上住宅を保有すること

◆申請方法
　物件に入居完了後の申請となります。申請期限は、所有権保存登記（もしくは所有権移転登記）完了後１年以内とします。

◆対象者
　中学生以下の子どもがいる世帯で、住宅を新築・中古購入した世帯の代表者

◆助成金
　子どもは申請時に中学生以下の子を対象とします。
①新築（建設および建売）の場合
　➡子ども１人あたり100万円
　⇨町内建設業者による施工販売は、上記助成金の合計額に50万円を加算します。
　　例：子ども１人の場合…計150万円
　　２人の場合…計250万円
②土地付き中古住宅購入の場合
　➡子ども１人あたり50万円
　　※ただし、購入額の1/3以内

◆助成金等の給付方法
　総額の９割を現金振込（助成金）とし、残りを商品券（報奨金）で交付します。

上士幌町ホームページ（http://www.kamishihoro.jp/）から申請様式をダウンロードできます

町内に賃貸住宅を建設する方には

定住促進賃貸住宅建設助成事業

快適な住宅を確保し、町内への定住と移住促進を図るため、賃貸住宅の建設費用の一部を助成します。
平成30年度より助成金額を改正しました。

◆助成対象者
　町内に賃貸住宅を建設する個人および法人の方

◆助成要件
- 各戸に玄関、トイレ、浴室、台所が設けられていること
- 建設後７年間以上賃貸住宅の用に供すること
- 個人事業主の場合は、助成対象者本人および２親等以内の親族が入居しないこと
- 法人事業主の場合は、当該法人の役員および当該役員の２親等以内の親族が入居しないこと

※公共下水道の計画区域外に賃貸住宅を建設する場合は、合併処理浄化槽の設置費用および維持管理費用の助成もあります。

◆助成額

施工業者 ＼ 事業主	戸建て住宅（戸当り49.5㎡以上）		集合住宅（戸当り49.5㎡以上）		小規模住宅（戸建て・集合）（戸当り19.8㎡以上49.5㎡未満）	
	町内業者	町外業者	町内業者	町外業者	町内業者	町外業者
町内居住者 町内法人	3.3㎡当り12万円 （最大240万円）	3.3㎡当り７万円 （最大140万円）	3.3㎡当り10万円 （最大200万円）	3.3㎡当り６万円 （最大110万円）	3.3㎡当り12万円 （最大100万円）	3.3㎡当り７万円 （最大60万円）
町外居住者 町外法人	3.3㎡当り11万円 （最大220万円）	3.3㎡当り６万円 （最大130万円）	3.3㎡当り９万円 （最大180万円）	3.3㎡当り５万円 （最大100万円）	3.3㎡当り11万円 （最大90万円）	3.3㎡当り６万円 （最大50万円）

山村開発センターに新たな研修室ができました

認定こども園の分室整備のため改修を行っておりました山村開発センターの第1研修室について、新たな研修室として改修工事が終了し、皆さまにご利用いただけるようになりました。

新しい第1研修室は、建物正面玄関の北側に設置。床はカーペット張りとして、靴を脱いで気軽に利用できる部屋となっており、テーブルを低くして床に座ることもできます。12名程度までの会合などにご使用いただけますので、どうぞご利用ください。

※使用の申請やお問い合わせは、総務課庶務担当（☎2-2111）まで

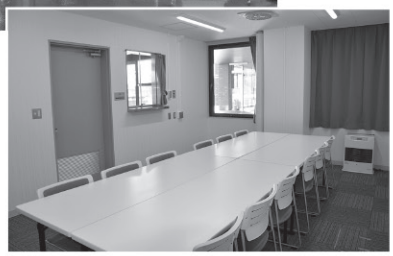

グリーンレディースセンターを閉鎖します

農業の担い手となる女性を育成するため、農業実習生などの宿泊施設として農業体験者宿泊施設（グリーンレディースセンター）を開設し、これまで多くの女性農業実習生・従業員の方々に利用されてきました。

しかしながら、近年の利用者数の減少に伴い、平成30年3月末日をもって当センターを閉鎖することとなりましたので、お知らせいたします。

※お問い合わせは、農林課農産担当（☎2-4292）まで

電源立地地域対策交付金の活用

電源立地地域対策交付金は、電源地域で行われる住民福祉の向上に資する事業などに対して交付され、発電施設の理解促進などを図ることを目的としています。

平成29年度、本町では認定こども園事業の充実を図るために活用しました。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当（☎2-4290）まで

パークゴルフ場・キャンプ場

- ◇たか台公園パークゴルフ場
- ◇交通公園パークゴルフ場
- ◇航空公園キャンプ場
- ◇航空公園パークゴルフ場
- ◇糠平温泉文化ホール公園パークゴルフ場

コースなどの状況により開設を延期する場合があります。

※お問い合わせは、建設課車両・公園担当（☎2-4297）まで

交通公園交流施設　5月1日(火)オープン！

申請受付は4月16日(月)8:45から
商工会にて受付開始

パークゴルフなどで公園を訪れた方の休憩場所として、また、焼き台等を持参して焼き肉交流会を開催するなど、多目的な利用が可能です。

焼き肉や10名以上の団体で利用する場合は、申し込みが必要です。お申し込みは、土・日・祝日を除く利用日の3日前までに商工会に申請してください。

※施設利用のお申し込みは、上士幌町商工会（☎2-2339）まで
※その他、施設に関するお問い合わせは、建設課車両・公園担当(☎2-4297)まで

交通事故被害者世帯への援護制度

ナスバ（自動車事故対策機構）より、交通事故被害者世帯の皆さんに、次の援護制度をご紹介します。

◎重度後遺障がい者となられた方への介護料の支給

◆**対象者**　自動車（バイクを含む）事故で、脳や脊髄または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で、一定の要件に該当する方。（自損、他損、時期は問いません）

◆**支給額**　後遺障がいの程度や介護サービス、介護用品の購入などに応じて、月額2万9290円から13万6880円の範囲で支給。

◆**注意**　介護保険サービス、労災の介護給付等との併用はできません。ただし、総合支援法に基づくサービスを受けられている場合や、入院している場合も対象になることがありますので、お問い合わせください。

◎交通遺児友の会

◆**対象者**

① 自動車事故により、保護者等が亡くなられたり、重い後遺障がいが残った方の義務教育終了前の児童の方

② （公財）交通遺児等育成基金が行う交通遺児育成基金事業に加入されている方

③ ①・②の方と同居されているご家族（年齢を問いません）

◆**会費**　無料

◆**活動内容**　子どもたちやご家族の楽しい思い出づくりができるような、日帰りや泊りがけのレクリエーション活動を実施しています。

◆**その他**　義務教育終了前の交通遺児等に対して、育成資金の無利子貸付も行っております。

※お問い合わせは、自動車事故対策機構 釧路支所（☎0154-51-7337／ホームページ http://www.nasva.go.jp/「ナスバ」で検索）まで

消防水利の除雪にご協力ありがとうございました

町民の皆さまには、日頃より消火栓や防火水槽などの消防水利の除雪にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

上士幌消防署・消防団では、降雪時に消火栓や防火水槽の除雪を行っておりますが、大雪の際などは作業が遅れる場合があります。

消火栓や防火水槽は、火災活動時に重要な水源となり、緊急時にいつでも使用できるようにしておくことが大変重要です。今後とも皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

※お問い合わせは、上士幌消防署（☎2-2519）まで

かみしほろ 生涯活躍のまち の取り組み

「かみしほろ人材センター」 仕事発注者・請負人会員の募集について

㈱生涯活躍のまち かみしほろでは、働くことを通して社会参加し、自らの生きがいの充実と健康の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的として「かみしほろ人材センター」を設立しました。

センターは、上士幌町内の法人や個人から臨時的かつ短期的な仕事、簡易な仕事を受注し、個人会員にその仕事を請け負っていただいて、報酬をお支払いする業務を行います。

準備が整い次第、会員を募集いたします。会費は無料で、上限年齢制限はございません。お問い合わせ、ご連絡をお待ちしております。

【想定される仕事の例】

植木の剪定、雑草処理、除雪、清掃、配達、施設管理、家庭教師、その他

3区の1商店街、日本生命さんと理容かたよせさんの間（旧まちなか交流サロン）の建物です。≪☎7-7630≫

※お問い合わせは、生涯活躍のまち かみしほろ（☎7-7630／FAX7-7631）まで

老朽施設の解体撤去費用を補助します

町民の安心安全と、住環境の維持向上を目指し「自然の豊かさと美しさが実感できるまち」づくりを進めるため、老朽施設を解体撤去する方に補助金を交付します。

◆**補助対象者**

①町内に老朽施設を所有する個人、法人、団体など

②老朽施設を所有する者から解体撤去の委任を受けた者

◆**補助対象事業**

○町内に住所を有する建設業、解体工事業者が解体をするもの

○年度内に解体撤去が完了できること

○事業完了後、常に清潔に管理すること

○事業対象経費の総額が30万円以上の解体撤去工事であること

○国や道、町などから補助金の交付を受けていないこと

○家屋の建て替えの解体撤去でないこと

○申請時に12か月以上使用していない老朽施設であること

○建築後おおむね30年以上経過していること

○過去にこの制度による補助金の交付を受けていないこと

◆**補助対象経費**

○解体撤去費および廃棄物処理費

◆**補助額**

○老朽施設の解体撤去に要した費用の1／2以内とし、50万円を限度とする

◆**交付手続き**

○補助金の交付を受けようとする方は、事業着工前に補助金交付申請書に関係書類を添えて、提出してください。

※お申し込みや問い合わせは、町民課生活環境担当（☎2-4294）まで

北海道交通事故相談所をご利用ください

北海道では、交通事故により人身や物損などの被害を受けた方や、その家族から賠償問題および示談の仕方などの相談に対し、専任の相談員が無料で相談に応じています。

◆**相談内容例**

◆交通事故にあったが、どうしたらよいかわからない

◆損害賠償の適正額は？

◆示談の仕方は？

◆残された遺児への生活（教育）資金の手当ては？　など

◆**実施場所**　十勝総合振興局

◆**開設日**　4月11日㈬、5月16日㈬、6月6日㈬、7月4日㈬、8月8日㈬、9月5日㈬、10月3日㈬、11月7日㈬、12月5日㈬、平成31年1月9日㈬、2月6日㈬、3月6日㈬

◆**相談時間**　11時～15時

◆**相談料**　無料

◇相談を希望する方は、事前に予約が必要となりますので、十勝総合振興局へお申し込みください。

※お申し込みやお問い合わせは、十勝総合振興局保健環境部環境生活課（☎0155-26-9249）まで

春の全国交通安全運動

新入学期を迎え、春の交通安全運動が全国規模で取り組まれます。

この運動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、交通事故防止の徹底を図るものです。

交通ルールを守り「交通事故に遭わない」「交通事故を起こさない」習慣と環境をつくりましょう。

◆**運動期間**

4月6日㈮～15日㈰　10日間

◆**交通事故死ゼロ目指す日**

4月10日㈫

※お問い合わせは、町民課生活環境担当（☎2-4294）まで

「妊娠による解雇、育休による契約更新をしない」は違法です

妊娠・出産、育児休業・介護休業等を取得したことを理由として、事業主が解雇、退職の強要、雇止め、降格などの不利益な取り扱いは、**違法**です。

また、事業主は妊娠・出産、育児休業等に関して上司・同僚がハラスメントを行わないよう防止措置を講じなければなりません。

詳細は、北海道労働局ホームページ（http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp）をご覧ください。

※お問い合わせは、厚生労働省北海道労働局雇用環境・均等部指導課（☎011-709-2715）まで

ご存知ですか？無期転換ルール

○無期転換ルールとは…

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

詳しくは「有機契約労働者の無期転換ポータルサイト」（http://muki.mhlw.go.jp/）でご確認ください。

※お問い合わせは、北海道労働局雇用環境・均等部指導課（☎011-709-2311）まで

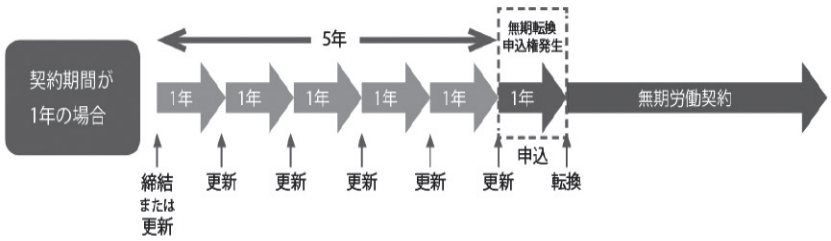

■事業主の皆さまへ

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有機契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

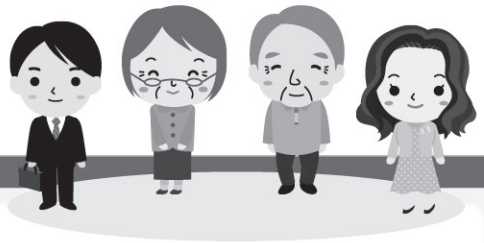

国民年金インフォメーション

個人番号（マイナンバー）での届出が開始となります

平成30年３月から、各種届出・申請における個人番号（マイナンバー）での届出が開始されます。

基礎年金番号による手続きも引き続き行いますので、届書等には「マイナンバー」または「基礎年金番号」をご記入されますようお願いします。

なお、マイナンバーでの届出をされる際には、窓口対応職員が「通知カードと運転免許証」等、または「マイナンバーカード」にて届出人のマイナンバーを含めた本人確認をさせていただきますので、必ずご持参ください。

～ マイナンバーによる届出が可能となるもの ～

- 国民年金被保険者資格取得・種別変更届
- 保険料免除申請書　　など

～「基礎年金番号」欄を「個人番号（または基礎年金番号）」欄へ変更 ～

いずれの番号も記入できるように変更となります。

※お問い合わせは、町民課戸籍年金担当（☎2-4294）まで

やっています！ 避難訓練

◀電源開発・ＪＰハイテックでの避難訓練

▶萩ケ岡小学校での避難訓練

２月に避難訓練を実施した施設は次のとおりです。（消防把握分）

- 萩ヶ岡小学校　• 電源開発㈱上士幌流通事業所
- ㈱JPハイテック十勝事業所　• 上士幌福寿協会
- 発達支援センター

※防火管理者が選任されている施設は避難訓練が必要です！実施する際は消防署にお知らせください。

♣春の火災予防運動が始まります

『火の用心　ことばを形に　習慣に』

火災予防期間は、寒さが残り暖房の使用が続くことと、雪解け後の乾燥の時期が重なることで、火災の危険が高まります。さらに春は風が強く、一度火災が起こってしまうと、飛び火などで火災の規模が大きくなることがあります。

一般家庭では、住宅用火災警報器や住宅用消火器などの備えを、事業所等では、消防訓練や消防用設備の点検を行い、火災予防に努めてください。

火災予防期間

- 運動期間　４月20日㊎～４月30日㊊
- 強調期間　４月25日㊌～４月30日㊊

強調期間中、夜８時にサイレンを吹鳴します。サイレンを聞いたら火の元の安全を確認しましょう。

火の用心

【平成30年出場状況】　２月28日現在の出場件数
◆火災出動　　0件（うち２月　0件）
◆救急出場　46件（うち２月24件）
※お問い合わせは、上士幌消防署予防第１係（☎2-2519）まで